

元信者勝訴は二例目

宗教トラブルで画期的判決

六月二十九日、札幌地裁は、統一教会を相手取り元信者二十人が提訴し返せ訴訟に、原告勝訴の判決を言い渡した。

当口、筆者は裁判を傍聴する機会を得た。もと

より、本判決への正当な評価は法の専門家に委ねられるべきものである。

しかし、宗教団体や宗教研究者が現代の宗教問題を考察するにあたって、今回の判決は大きなインパクトを持つ。しかも、一般市民が宗教トラブル

にどのように対処すべき

か、示唆する論点も多い。裁判の中身を簡単に紹介したい。

統一教会に開わる訴訟として、統一教会信徒の私企業が、一般市民に先祖の解怨や開運を理由に、数百円の単位で壺・多宝塔等を販売した「靈感商法」に対する損害賠償請求が全国でなされ始めた。これは、教団

外部の第三者が詐欺・脅迫して、当然に思われるが、訴え

し、事実、被害者の請求

は認められた。

しかし、かつて靈感商

法などに携わっていた側

の者が、脱会後に教団に

対して「青春を返せ」と

言えるのだろうか、腑に落ちない、筆者はもう理解していた時があった。

しかしこの二年、裁判の原告、弁護士、関係者に会い、裁判の傍聴を続ける中で誤解に気づいた。

元信者たちは脱会後、家族・友人をはじめ、他人を巻き込んで違法な経済活動、信者勧誘をしてきたことに深い罪悪感を持っています。教団による強制ゆえに自分を免責しよなどとは思っていない。過ちを犯した自分に落込み、立ち直るために懲りし、ここまで自分を追い込み、なお、新たに、教団

II一九六一年、山形県生

まれ。八七年、北海道大

学文学研究科博士課程中退(社会学)。同大学講師などを経て、現在、助

「青春を返せ訴訟」札幌地裁判決の意味

マインド・コントロール論は

違法性の判断理由とせず

六月二十九日、札幌地裁は、統一教会を相手取り元信者二十人が提訴し返せ訴訟に、原告勝訴の判決を言い渡した。

当口、筆者は裁判を傍聴する機会を得た。もと

より、本判決への正当な評価は法の専門家に委ねられるべきものである。

しかし、宗教団体や宗教研究者が現代の宗教問題を考察するにあたって、今回の判決は大きなインパクトを持つ。しかも、一般市民が宗教トラブル

にどのように対処すべき

か、示唆する論点も多い。裁判の中身を簡単に紹介したい。

統一教会に開わる訴訟として、統一教会信徒の私企業が、一般市民に先祖の解怨や開運を理由に、数百円の単位で壺・多宝塔等を販売した「靈感商法」に対する損害賠償請求が全国でなされ始めた。これは、教団

外部の第三者が詐欺・脅迫して放置できない元信者に続き二例目であるから、訴えと告訴に踏み切ったのである。今回は岡山の判決よ

り返せ訴訟に、原告勝訴の判決を言い渡した。

当口、筆者は裁判を傍聴する機会を得た。もと

より、本判決への正当な評価は法の専門家に委ねられるべきものである。

しかし、宗教団体や宗教研究者が現代の宗教問題を考察するにあたって、今回の判決は大きなインパクトを持つ。しかも、一般市民が宗教トラブル

にどのように対処すべき

か、示唆する論点も多い。裁判の中身を簡単に紹介したい。

統一教会に開わる訴訟として、統一教会信徒の私企業が、一般市民に先祖の解怨や開運を理由に、数百円の単位で壺・多宝塔等を販売した「靈感商法」に対する損害賠償請求が全国でなされ始めた。これは、教団

外部の第三者が詐欺・脅迫して放置できない元信者に続き二例目であるから、訴えと告訴に踏み切ったのである。今回は岡山の判決よ

り返せ訴訟に、原告勝訴の判決を言い渡した。

当口、筆者は裁判を傍聴する機会を得た。もと

より、本判決への正当な評価は法の専門家に委ねられるべきものである。

しかし、宗教団体や宗教研究者が現代の宗教問題を考察するにあたって、今回の判決は大きなインパクトを持つ。しかも、一般市民が宗教トラブル

にどのように対処すべき

か、示唆する論点も多い。裁判の中身を簡単に紹介したい。

統一教会に開わる訴訟として、統一教会信徒の私企業が、一般市民に先祖の解怨や開運を理由に、数百円の単位で壺・多宝塔等を販売した「靈感商法」に対する損害賠償請求が全国でなされ始めた。これは、教団

外部の第三者が詐欺・脅迫して放置できない元信者に続き二例目であるから、訴えと告诉に踏み切ったのである。今回は岡山の判決よ

り返せ訴訟に、原告勝訴の判決を言い渡した。

当口、筆者は裁判を傍聴する機会を得た。もと

より、本判決への正当な評価は法の専門家に委ねられるべきものである。

しかし、宗教団体や宗教研究者が現代の宗教問題を考察するにあたって、今回の判決は大きなインパクトを持つ。しかも、一般市民が宗教トラブル

にどのように対処すべき

か、示唆する論点も多い。裁判の中身を簡単に紹介したい。

統一教会に開わる訴訟として、統一教会信徒の私企業が、一般市民に先祖の解怨や開運を理由に、数百円の単位で壺・多宝塔等を販売した「靈感商法」に対する損害賠償請求が全国でなされ始めた。これは、教団

外部の第三者が詐欺・脅迫して放置できない元信者に続き二例目であるから、訴えと告诉に踏み切ったのである。今回は岡山の判決よ